



第3次みやこ町総合計画

第4章 みやこ町国土強靱化地域計画

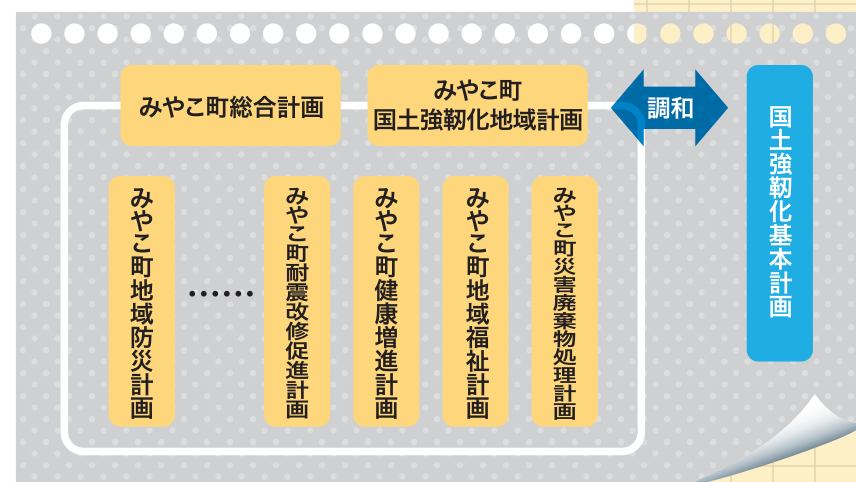
1	計画策定の趣旨	86
2	計画の位置付け	86
3	策定体制	87
4	みやこ町の自然災害に関する特性	87
5	地域強靱化の基本的な考え方	90
6	みやこ町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	93
7	強靱化施策の推進方針	97
8	計画推進の方策	111

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈しました。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなりました。

このような中、国では、2013年(平成25年)12月に「強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)が施行され、2014年(平成26年)6月に「国土強靱化基本計画」(以下、「強靱化基本計画」という。)が閣議決定されました。(2018年(平成30年)12月14日、強靱化基本計画の変更について閣議決定)

本町においても、強靱化基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「地域の強靱化」を推進するため、「みやこ町国土強靱化地域計画」を策定しました。

強靱化地域計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本町の他の計画などの指針となります。強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、本町の様々な分野の計画などよりも「上位」に位置付けられるもので、強靱化地域計画は、基本法第14条に基づき、強靱化基本計画との調和を図るものとなります。



2020年(令和2年)11月、行政部局・教育委員会部局の職員で構成する「みやこ町国土強靱化地域計画策定委員会」(以下、「策定委員会」という。)を設置し、全庁的に策定作業を進めました。

### (1)風水害

本町で発生した風水害は、集中豪雨に伴う浸水害やがけ崩れが多発しており、1950年(昭和25年)9月にはキジア台風及び熱帯低気圧の接近に伴う集中豪雨により、祓川流域で大洪水が発生し、人命・財産に大きな被害を与えています。また、行橋市を中心に大きな被害を与えた1979年(昭和54年)6月30日の大洪水でも、長峽川の氾濫により勝山地区の中心部が浸水被害を受けているほか、1980年(昭和55年)8月30日の集中豪雨では、80歳を過ぎた古老でさえ初めてという大洪水が伊良原・帆柱地区を襲っています。

その他、1952年(昭和27年)4月には福岡県史上かつてない大火災と言われた山火事が犀川地区の西側町境部の山地部で発生し、400haの山林が焼失しています。

#### ■みやこ町における既往災害一覧表

発生年月日	原因	災害形態	被災箇所	被害概要
昭和19年 7月12日	集中豪雨 (台風)	山崩れ 河川氾濫	喜多良川流域	喜多良地区の田圃1/2埋没・ 流出、四宮神社流出など
昭和20年 9月17日・10月27日	集中豪雨	洪水	伊良原	橋梁流出3、道路決壊延べ 500m
昭和25年 9月1日～16日	キジア 台風	がけ崩れ 洪水	上伊良原ほか	死者1、家屋全壊1、浸水30戸、がけ 崩れ5、道路流出18、橋梁流出4他
昭和26年 10月14日	ルース 台風	洪水	犀川地区全域 (今川・祓川流域)	家屋全半壊56戸、堤防決壊、 橋梁流出、がけ崩れ8他
昭和27年 4月19日	-	山林火災 (大火)	犀川地区西側山地部	山林焼失面積400ha、 人的被害などはなし
昭和54年 6月2日～30日	集中豪雨	洪水	長峽川流域 (勝山黒田地区)	家屋損壊、浸水、田畑冠水他 (詳細不明)
昭和55年 8月30日	集中豪雨	洪水	伊良原	家屋流出2、床上浸水13、 道路決壊23、橋梁流出他
昭和57年 7月5日	集中豪雨	洪水	伊良原	道路決壊、橋梁流出他
平成3年 9月7日	台風 19号	風害	町全域	詳細不明
平成24年 7月11日～14日	集中豪雨	がけ崩れ 洪水	町全域	床上浸水11、がけ崩れ16 道路損壊9
平成30年 7月5日～7日	集中豪雨	がけ崩れ 洪水	町全域	家屋全壊1戸、人的被害1人、 床上浸水2、がけ崩れ7

## (2)地震

福岡県は、国内でも地震による被害を受けた経験が少ない地域でしたが、2005年(平成17年)3月20日の福岡県西方沖地震(マグニチュード7.0)により、福岡市(震度6弱)で甚大な被害を経験しました。本町は、震度4(最大)で人的被害などはありませんでした。

また、福岡県では福岡管区気象台での有感地震記録によれば、1904年(明治37年)の観測開始以来、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震及びその余震、2016年(平成28年)熊本地震関連の3回であり、また、震度4は6回(1941年(昭和16年)・1996年(平成8年)の日向灘、1968年(昭和43年)の愛媛県西方沖、1991年(平成3年)の周防灘、2014年(平成26年)の伊予灘、2015年(平成27年)の大分県南部)経験しています。

本町で震度4以上を観測したのは、2005年(平成17年)の福岡県西方沖地震、2014年(平成26年)の伊予灘地震、2016年(平成28年)熊本地震の3回です。

## ■みやこ町における震度別地震回数表

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
平成14年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
平成15年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成16年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成17年	20	6	1	2	0	0	0	0	0	29
平成18年	6	3	0	0	0	0	0	0	0	9
平成19年	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
平成20年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成21年	7	1	0	0	0	0	0	0	0	8
平成22年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
平成23年	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
平成24年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成26年	5	0	0	1	0	0	0	0	0	6
平成27年	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
平成28年	80	22	6	2	0	0	0	0	0	110
平成29年	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6
平成30年	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
平成31年	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3
令和2年	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5

資料:「気象庁震度データベース」(2002年(平成14年)~2020年(令和2年)) 気象庁

## ■福岡県西方沖地震による福岡県の被害状況

市町村名	人的被害				住家(住居)			その他
	死者	負傷者			全壊 棟	半壊 棟	一部 損壊 棟	
		計	重傷	軽傷				
北九州市	0	3	0	3	0	0	5	震度:4,非住家被害 (公共建物)9
福岡市	1	1,038	163	875	141	323	4,756	震度:6弱
飯塚市	0	2	0	2	0	0	79	震度:5強
嘉麻市	0	4	1	3	0	0	15	震度:5強
田川市	0	3	0	3	0	0	1	震度:4
みやこ町	0	0	0	0	0	0	0	震度:4
その他	0	136	33	103	2	29	4,329	
計	1	1,186	197	989	143	352	9,185	

資料:「福岡県西方沖を震源とする地震(確定報)」消防庁(2009年(平成21年)6月12日)、福岡県資料

## ■みやこ町に存在する活断層の国などにおける評価

活断層名	小倉東断層	福智山断層帯
断層の長さ(km)	23	28
マグニチュード	7.1	7.2
平均的な活動間隔	不明	9,400年~32,000年
最新の活動時期	4,600年前以後、2,400年以前	28,000年前以後、13,000年以前
今後30年以内に地震が発生する確率	0.005%(1)	ほぼ0-3%(2)

(1) 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

(2) 国(地震調査研究推進本部)による長期評価



### (1) 地域強靱化の意義

本町は、九州の北東部に位置し、北東部には行橋市に接し、北は北九州市、西は筑豊地域、南は大分県に接しています。

近年、本町が被った大規模な災害としては、大震災となった2005年(平成17年)3月の福岡西方沖地震や、山地部の中小河川において大量の土砂や流木による堤防の決壊や河道閉塞などの被害が発生した2017年(平成29年)7月九州北部豪雨や、西日本を中心に広い範囲に洪水被害が及んだ2018年(平成30年)7月豪雨が記憶に新しいです。

本町は、山地、平野、河川など多様な地勢を有しており、地震、洪水、土砂災害など様々な災害が起こり得ること、想定を超える規模の地震・風水害にも対応する必要があることなどから、早急に本町の地域強靱化を推進する必要があります。

また、国全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、本町の地域強靱化を推進し、首都圏のバックアップ機能の強化や、南海トラフ地震などの被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進していくことが重要です。

さらに、このような地域強靱化の取り組みは、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、東京一極集中の是正による首都圏からの人材の還流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、本町における地方創生にも寄与することとなります。

### (2) 対象とする災害

住民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロなども想定されますが、本町における過去の災害被害及び国の強靱化基本計画を踏まえ、強靱化地域計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とします。

### (3) 基本目標

国が強靱化基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定します。

#### 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標をより具体化するため、別途、8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

### (4) 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

国の強靱化基本計画との調和を図る観点から、国が強靱化基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じ、また、福岡県国土強靱化地域計画との調和を図りながら地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進します。

#### ① 強靱化の取り組み姿勢

##### ○ PDCAサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要ですが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づきPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行います。

##### ○ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取り組みを通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図ります。

##### ○ 代替性・冗長性の確保

橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保を図ります。

#### ② 取り組みの効果的な組み合わせ

##### ○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化などのハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

##### ○ 各主体との連携の強化

他市町村との広域連携も重要であることから、平常時から訓練などを通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保します。



## ○「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援(公助)のみならず、自分の身は自分で守ること(自助)や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOなどで協力して助け合うこと(共助)が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官(国、県、市町村など)と民(住民、コミュニティ、事業者など)が連携及び役割分担して一体的に取り組みます。

## ③地域の特性に応じた施策の推進

## ○施設などの効率的かつ効果的な維持管理(社会資本の老朽化対策)

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定などを通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行います。

## ○地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化(防災)を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取り組みとして推進します。

## ○女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人などへの配慮

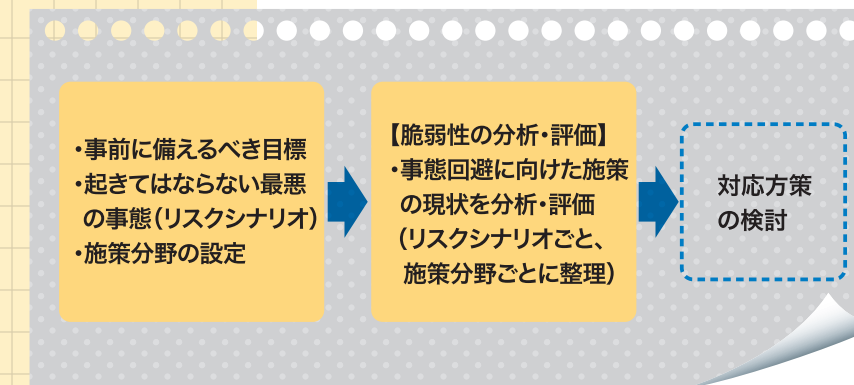
災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じます。

また、外国人に対しても、平常時の取り組みを含め、十分な配慮を行います。

## (1)脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされています。

本町では、国が示す評価手法及び福岡県国土強靱化地域計画を援用し、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施しました。



## (2)事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

国の強靱化基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、県の強靱化基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。強靱化地域計画では、本町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性などを踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と24の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

## (3)施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、以下のとおり設定しました。

## 施策分野

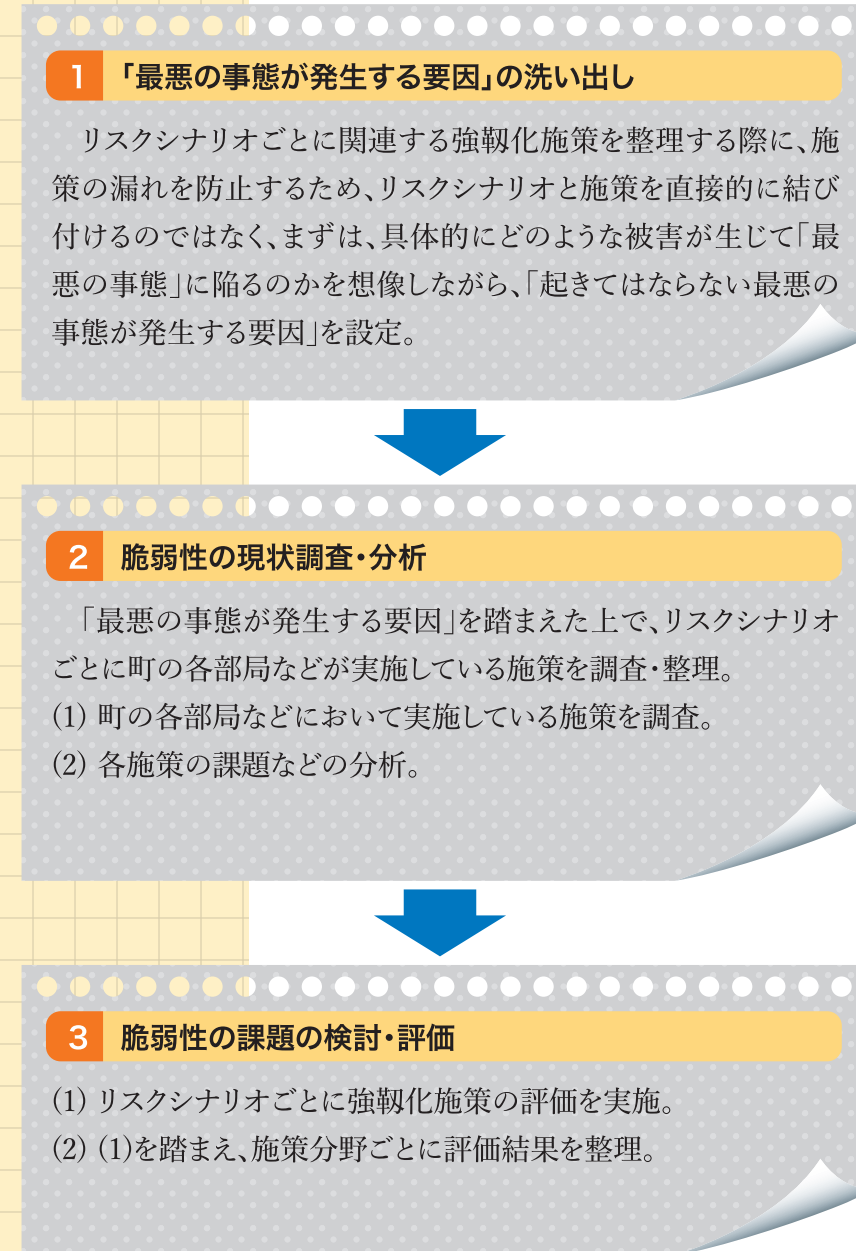
- ① 行政
- ② 保健医療・福祉
- ③ 産業
- ④ 基盤整備

基本目標
①人命の保護が最大限図られる
②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
③住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災などによる多数の死傷者の発生
	1-2 河川氾濫などに起因する浸水による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模な土砂災害などによる多数の死傷者の発生
	1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動などが迅速に行われるとともに、被災者などの健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地における水・食料など、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防などの被災による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における医療機能の麻痺
	2-4 被災地における疫病・感染症の大規模発生
	2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 情報通信の麻痺・長期停止などによる災害・防災情報の伝達不能
5 ライフライン、交通ネットワークなどの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 上水道などの長期にわたる供給停止
	5-2 汚水処理施設などの長期にわたる機能停止
	5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止
	5-4 防災インフラの長期にわたる機能不全
6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1 サプライチェーンの寸断などによる経済活動の機能不全
	6-2 食料などの安定供給の停滞
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 ため池、防災インフラ、天然ダムなどの損壊・機能不全や堆積した土砂などの流出による多数の死傷者の発生
	7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
	7-3 農地・森林などの被害による地域の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-2 復旧を支える人材などの不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如などにより復興できなくなる事態
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-4 仮設住宅などの整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(4)脆弱性の分析・評価の手順

24のリスクシナリオごとに、次の手順により実施します。



**(5)脆弱性評価結果**

リスクシナリオごとの評価結果は、後述のとおりであり、施策分野ごとの評価結果について、相関表として記載します。なお、評価結果のポイントは以下のとおりです。

**○各主体との連携強化が必要**

地域強靱化に向けた取り組みの実施主体は、国、県、町のみならず、住民や事業者など多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策などを実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整などを通じてその実効性を確保しておくことが必要です。

**○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要**

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模などを十分に勘案し、訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、計画的に実施することが必要です。

**○代替性・冗長性の確保が必要**

橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保を図ることが必要です。

**○地域強靱化に向けた継続的な取り組みが必要**

地域強靱化の取り組みに終わりはなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要です。

**(1)施策推進に当たっての目標値の設定**

施策推進に当たっては、町以外の国や県などが主体となって実施する施策も数多くあり、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける必要があります。

また、計画策定後においても、状況変化などに対応するため、必要に応じ見直しや新たな設定を別に定めます。

**(2)リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針**

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針及び目標をリスクシナリオごとに整理しました。

なお、整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれますが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとし、他のリスクシナリオへの再掲は省略します。

**目標 1 直接死を最大限防ぐ****1-1 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災などによる多数の死傷者の発生****○住宅、特定建築物<sup>※</sup>の耐震化【総務課、建築課、都市整備課、教育委員会生涯学習課】**

建築物の所有者などに対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口の設置やセミナーの開催を行うとともに、県と連携し、木造戸建て住宅の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進します。

また、特定建築物を含め公共施設などの耐震化について「みやこ町耐震改修促進計画」を基に、より一層の計画的な耐震化の取り組みを促進します。

**○学校施設の耐震化【教育委員会学校教育課】**

公立学校施設などの耐震化が早期に完了するよう、「みやこ町公共施設再配置計画」を基に国、県の指導を仰ぎ、補助制度を活用して計画の推進を図ります。また、学校統廃合により新設する校舎などの耐震化を行うとともに、国や県に対し予算の確保を求め、学校施設の耐震化を促進します。

**○社会福祉施設などの耐震化【保険福祉課、子育て・健康支援課】**

高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設などの社会福祉施設について、改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に改築などによる耐震化を促します。

※特定建築物：1981年(昭和56年)以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物など



## ○応急危険度判定体制の整備【総務課、建築課】

被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物などによる二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大を図ります。

## ○大規模盛土造成地の把握【都市整備課】

県が作成する大規模盛土造成地マップを利用し、住民に情報提供を行います。

1-2

## 河川氾濫などに起因する浸水による多数の死傷者の発生

## ○激甚な水害が発生した地域などにおいて集中的に実施する災害対策【都市整備課】

近年の集中豪雨による激甚な被害が発生する恐れがある河川について、災害からの被害を防止するため、護岸整備などにあたり、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧が必要であり、現在、河川の未整備区間の改善を進めます。

また、河川の浚渫を実施し流下能力を向上させ、浸水被害を軽減する取り組みの検討を行います。

## ○気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【都市整備課】

町営河川については、大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、浚渫や護岸整備を行います。

また、町内には、県営河川が通っており、氾濫により人命被害などが生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫などの発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を県に働きかけます。

## ○洪水ハザードマップの作成【総務課】

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、ハザードマップを活用した防災訓練の実施などを地域に働きかけるとともに、洪水ハザードマップについて、水防法の改正などがあった場合、随時更新を行います。

## ○水害対応タイムラインの作成【総務課】

災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理し、水害対応タイムラインの策定を行います。

## ○適切な避難情報の発令【総務課】

2021年(令和3年)5月に改訂された「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、適切に避難情報などの発令を行います。

1-3

## 大規模な土砂災害などによる多数の死傷者の発生

## ○激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施【都市整備課】

豪雨により激甚な被害が発生した地域については、住民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度災害防止対策として砂防施設など(砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設)の整備を県に働きかけます。

## ○人家や公共施設などを守るための土砂災害対策の推進【都市整備課】

土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設などの状況や被災履歴などを勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設などの整備を県に働きかけます。

## ○治山施設の整備【農林業振興課、都市整備課】

山地に起因する災害から住民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成などを図るため、県と提携し保安林及び治山施設の整備を推進します。

## ○土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【総務課】

土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、地形改変などによる新たな土砂災害警戒区域の指定など、区域の見直しを県が行った場合に、土砂災害ハザードマップの作成や、住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を図ります。

1-4

## 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、避難の遅れによる多数の死傷者の発生

## ○指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制

## 【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】

発災時の指定避難所の運営について、避難所運営マニュアルを基に円滑な運営を行えるように職員の訓練に努め、自主防災組織などを中心とした地域住民による避難誘導、避難所以外の避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を図ります。

## ○避難行動要支援者の避難支援【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】

避難者行動支援者に対する避難支援について、自主防災組織、民生委員などを対象とした研修会や訓練を行います。

## ○福祉避難所への避難体制の整備の促進

## 【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】

要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、住民参加の研修会や避難訓練を行います。

## ○外国人に対する支援【観光まちづくり課】

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、平時より県作成の多言語防災ハンドブックにより防災に関する知識の普及を図ります。また、福岡県国際交流センターなどと連携し、多言語での情報提供を行うため、外国人向け防災メール・まもるくんの登録促進や「災害時通訳・翻訳ボランティア」制度を活用します。あわせて、福岡県や福岡県観光連盟などと連携し、ホームページやソーシャルネットワークサービスを通じて、多言語で交通状況や気象などの情報を発信します。

## ○防災教育の推進【教育委員会学校教育課】

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの更新について、各種研修の機会を通して周知を行います。

## ○避難行動などの教訓の広報啓発【総務課】

避難行動につながった自助・共助の取り組みなどを各種会議やイベント、出前講座などの機会を通じて普及啓発を図ります。

## 目標 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者などの健康・避難生活環境を確実に確保する

## 2-1

被災地における水・食料など、生命に関わる物資供給の長期停止

## ○公助による備蓄・調達の推進【総務課】

災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材などの整備を行います。

また、物資の供給などに関する協定の締結先の拡大を図ります。

## ○自助・共助による備蓄の促進【総務課】

住民、事業所など各主体による備蓄を促進するため、広報・啓発を実施します。

## 2-2

消防などの被災による救助・救急活動の停滞

## ○消防団の充実強化【総務課】

消防団活動の周知を行うとともに、従業員が消防団に入団している事業所などを住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進します。

## ○自主防災組織の充実強化【総務課】

地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウなどを学ぶ研修などの取り組みにより、自主防災組織の設立促進と活性化を図ります。

## 2-3

被災地における医療機能の麻痺

## ○保健医療調整本部の設置【子育て・健康支援課】

大規模災害時の災害対策に係る保健医療活動を効果的・効率的に行うため、県災害対策本部と連携を図ります。

## 2-4

被災地における疫病・感染症の大規模発生

## ○疫病のまん延防止【子育て・健康支援課】

予防接種法に規定される疾病のまん延防止上、緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や関係機関、医師会関係者との情報共有を図ります。

## 2-5

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

## ○健康管理体制の構築【総務課、子育て・健康支援課】

県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、県マニュアルを参照し、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築します。

## ○福祉避難所の設置・運営【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

設備や人材が整った社会福祉施設などの福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保など、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるように図るとともに、福祉用具の調達や福祉専門人材の派遣に関する関係団体との協定の締結などを通じて、福祉避難所における器材や人材の確保を支援します。

## 目標 3

必要不可欠な行政機能は確保する

## 3-1

行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

## ○防災拠点となる公共施設の整備【総務課、財政課、教育委員会生涯学習課】

防災拠点となる公共施設について、老朽化対策や改築を計画的に行い、消防設備や発電機といった防災設備の適切な維持管理、更新などを行います。

## ○業務継続体制の確保【総務課、財政課】

災害・被害想定の見直しや組織の改正の都度、大規模災害時における業務継続計画の見直しを行います。

また、業務継続の根幹をなす情報システムの体制強化を図ります。



## ○各種防災訓練の実施【総務課】

防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、訓練などを実施します。

## ○受援体制の確保【総務課】

大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練などを実施します。

## ○災害対策本部設置運営訓練などの実施【総務課】

災害対策本部設置運営訓練を行い、訓練の検証結果を基に、地域防災計画や各種マニュアルなどの見直しを行います。

## ○罹災証明の迅速な発行【税務課】

大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、研修会などを開催し、罹災証明書の発行に係る必要人員を確保するとともに、システムの早期導入を行います。

## 目標 4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

## 4-1

情報通信の麻痺・長期停止などによる災害・防災情報の伝達不能

## ○情報伝達手段の整備【総務課、財政課】

情報通信設備の耐災害性を強化するため、役場庁舎においては、非常用自家発電設備の構築により電源を確保するとともに、自庁設置サーバのデータセンターへのハウジング・ホスティングの活用、自治体クラウドの導入などを検討し、運用管理の見直しを行います。

また、避難所などの公共施設が災害時に住民への情報発信拠点となるように、公衆無線LAN環境の整備を進め、住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を行います。

また、災害情報共有システム(Lアラート)と連携し、災害・防災情報をテレビ、ラジオ、インターネットなど様々なメディアへ提供します。

## ○町防災行政無線の運用【総務課】

気象情報や避難勧告などの情報を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、町防災行政無線、エリアメール、防災メール・まもるくんを利用し周知を図ります。

## ○災害・防災情報の利用者による対策促進【総務課】

住民や事業者などが災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、住民や事業者などに対し、備蓄を働きかけます。

## 目標 5

ライフライン、交通ネットワークなどの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

## 5-1

上水道などの長期にわたる供給停止

## ○水道施設の耐震化推進及び広域連携推進【上下水道課】

耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、国の考え方を踏まえたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画に沿った耐震性能向上に取り組みます。また、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化などを進めます。

## 5-2

汚水処理施設などの長期にわたる機能停止

## ○下水道施設の耐震化(農業集落排水施設含む)【上下水道課】

町が管理する下水道施設の耐震化の優先度を考慮しながら効率的な耐震計画の策定及び実施を推進します。

## ○下水道BCPの実効性の確保【上下水道課】

町が管理する下水道施設において、下水道BCPの情報更新及び訓練を行い、実効性の向上を図ります。

## ○農業集落排水施設の老朽化対策【上下水道課】

農業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるため、機能診断及び長寿命化計画を策定します。

## ○浄化槽の整備【上下水道課】

老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進するため、浄化槽整備事業に要する経費の一部の補助を行います。

## 5-3

交通インフラの長期にわたる機能停止

## ○道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【都市整備課】

大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、道路法面などの崩壊、落石などの災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを推進します。緊急輸送の道路対策、土砂災害などの危険性が高く社会的影響が大きい箇所での対策を重点的に推進します。

## ○道路橋梁の耐震補強【都市整備課】

地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行います。



## ○緊急輸送道路の整備【都市整備課】

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた国・県道については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進めるよう県に働きかけます。

## ○啓開体制の強化【都市整備課】

道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無などの情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整えます。

## ○道路の雪寒対策の推進【都市整備課】

車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時などにおいては、除雪などを効果的にを行います。

## ○生活道路の整備【都市整備課】

災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、住民の安全・安心を確保するための道路整備を行います。

## 5-4 防災インフラの長期にわたる機能不全

## ○道路施設の老朽化対策【都市整備課】

道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行います。

## ○砂防施設などの老朽化対策【都市整備課】

砂防施設などの防災関連施設について、効果的な運用を行うため、県と地元住民との連絡調整を行います。

## ○治山施設の老朽化対策【都市整備課】

治山施設については、効果的な運用を行うため、県と地元住民との連絡調整を行います。

## 目標 6 経済活動を機能不全に陥らせない

## 6-1 サプライチェーンの寸断などによる経済活動の機能不全

## ○企業BCPの策定促進【観光まちづくり課】

福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナーなどの案内及び参加を呼びかけるとともに、福岡県中小企業振興センターや福岡県商工会連合会が行う窓口相談などの取り組みを通じて、町内事業者に対し、BCP策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性などの周知を図ります。

## ○商工業者への事業継続支援【観光まちづくり課】

被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援します。

## ○事業継続力強化支援計画の策定促進【観光まちづくり課】

町内事業所の事業継続力を強化するため、町商工会と連携し、防災意識の向上活動、BCPの作成支援、災害発生時の情報収集などを定めた支援計画を今後も促進します。

## ○代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【都市整備課】

幹線道路の早期整備や東九州自動車道4車線化実現に向け関係団体などと連携し、引き続き国・県へ働きかけを行います。

## ○広域的な避難路となる高規格幹線道路などへのアクセス強化【都市整備課】

幹線道路の整備を促し、災害対応力の強化のために資する道路ネットワークの構築を図ります。

## 6-2 食料などの安定供給の停滞

## ○農業水利施設の老朽化対策【都市整備課】

農業生産力の維持安定を図るため、基幹的農業水利施設の機能診断や劣化状況に応じた補修・更新などの長寿命化を目指し、施設の老朽化対策を推進します。

## ○農道・林道の整備、保全【都市整備課】

災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、農道・林道のトンネルや橋梁部の点検・診断を行います。

## 目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

## 7-1 ため池、防災インフラ、天然ダムなどの損壊・機能不全や堆積した土砂などの流出による多数の死傷者の発生

## ○ため池の防災・減災対策【都市整備課】

決壊した場合に下流の家屋などに被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、県と連携して再選定を行います。

豪雨や地震などに起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、県と連携したため池ハザードマップの作成、ため池劣化状況調査評価業務など、必要なソフト対策や堤体・洪水吐などの施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施します。

## 7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

## ○大気汚染物質、水質汚濁状況などの常時監視など【住民課】

住民の健康被害のリスクを軽減するため、県が行う大気汚染物質、公共用水

域・地下水の水質汚濁状況及び、大気・水質・土壌中のダイオキシン類の常時監視並びに、事業場への立入検査や事業者への指導の結果を早期に入手します。

県と連携し、災害時における大気環境の観測体制及び情報機能並びに環境中の有害物質のモニタリング体制を確保します。

有害物質の漏出などにより住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、防災行政無線、町ホームページにより、住民に対し周知などを行います。

また、土壌汚染については、土地所有者などに対し、適切な土壌汚染対策を県とともに指導します。

#### ○毒物劇物の流出などの防止【住民課】

災害に起因する毒物劇物の流出などを防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、毒物劇物の営業者などへの立入調査などによる取扱事業者に対する管理徹底の指導、町ホームページを活用した事故未然防止対策などの情報発信を行います。

#### 7-3

#### 農地・森林などの被害による地域の荒廃

#### ○地域における農地・農業水利施設などの保全【農林業振興課】

農業・農村が有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、農業者、地域住民などで構成される活動組織が実施する水路、農道などの保全活動に対し、多面的機能支払交付金などによる支援を行います。

#### ○荒廃農地対策【農林業振興課】

農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況などの把握を行い、荒廃農地の再生利用を促進します。

#### ○森林の整備・保全【農林業振興課】

森林の荒廃を未然に防止するため、強度間伐による針広混交林化などを推進するとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者などが行う間伐などの森林整備を推進します。

### 目標 8

#### 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

#### 8-1

#### 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### ○災害廃棄物処理体制の整備【住民課】

被災地の迅速な復旧・復興を図るため、県が2016年(平成28年)3月に策定した災害廃棄物処理計画、町が2017年(平成29年)3月に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備を図ります。

また、実効性の向上に向け、職員などの人材育成を図ります。

#### 8-2

#### 復旧を支える人材などの不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如などにより復興できなくなる事態

#### ○防災担当職員などの育成【総務課】

大規模災害時には、専門的な職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会の開催や町の防災担当職員の育成、災害アドバイザーの派遣などの取り組みを行います。

#### ○建設人材の確保・育成【財政課、建築課、都市整備課、上下水道課】

復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、国、県の指針に基づき、予定価格の適正な設定、発注・施工時期の平準化、適正な労務単価の設定などによる就労環境の整備を行います。

#### ○災害ボランティア活動の強化【総務課】

災害ボランティアの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、社会福祉協議会の職員などを対象として災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成などを行います。

#### 8-3

#### 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・喪失

#### ○地域コミュニティの活性化【観光まちづくり課】

地域コミュニティ活性化に係る福岡県など主催の市町村職員研修会や自治会の役員などを対象とした活動事例報告会に積極的に参加し、先進的な事例などを学習しながら、効果的な地域コミュニティ活性化の方法を検討します。

#### ○被災者など支援制度の周知【保険福祉課】

被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知します。

#### ○貴重な文化財の喪失対策【教育委員会生涯学習課】

耐震、耐火をはじめとする防災など能力の調査及び整備を行います。防災減災を図る指針や組織を作ります。

#### 8-4

#### 仮設住宅などの整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### ○建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【建築課】

地域防災計画に基づき選定される建設用地に、迅速に応急仮設住宅が建設できるよう、様々な建築団体と協議し、体制の構築を図ります。

#### ○公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備【建築課】

町営住宅などを提供するなど、提供体制の整備を検討します。

(3) 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

リスクシナリオごとの推進方針を踏まえ、4つの施策分野ごとに推進方針を整理しました。

なお、整理した施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれ、これらの施策については、関連するリスクシナリオを再掲に記載しています。

事前に備えるべき目標	最悪の事態(リスクシナリオ)	施策レベル					
		施策	再掲	施策分野の設定			
				1 行政	2 保健 医療 福祉	3 産業	4 基盤 整備
1 直接死を最大限防ぎ	1-1) 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災などによる多数の死傷者の発生	住宅、特定建築物の耐震化	2-3)		○		○
		学校施設の耐震化	2-3)				○
		社会福祉施設などの耐震化	2-3)		○		
		応急危険度判定体制の整備					○
		大規模盛土造成地の把握					○
	1-2) 河川氾濫などに起因する浸水による多数の死傷者の発生	激甚な水害が発生した地域などにおいて集中的に実施する災害対策	5-4)、7-1)				○
		気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進	5-1)、5-4)、7-1)				○
		洪水ハザードマップの作成		○			○
		水害対応タイムラインの作成		○			○
	1-3) 大規模な土砂災害などによる多数の死傷者の発生	激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施	5-4)、7-1)				○
		人家や公共施設などを守るための土砂災害対策の推進	5-4)、7-1)				○
		治山施設の整備	7-1)			○	
	1-4) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、避難の遅れによる多数の死傷者の発生	土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化		○			○
		指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制	1-1)、1-2)、1-3)	○			
		避難行動要支援者の避難支援	1-1)、1-2)、1-3)	○			
		福祉避難所への避難体制の整備の促進	1-1)、1-2)、1-3)	○			
外国人に対する支援			○				
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者などの健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1) 被災地における水・食料など、生命に関わる物資供給の長期停止	公助による備蓄・調達の推進		○			
		自助・共助による備蓄の促進		○			
	2-2) 消防などの被災による救助・救急活動の停滞	消防団の充実強化	1-1)	○			
		自主防災組織の充実強化	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)	○			
	2-3) 被災地における医療機能の麻痺	保健医療調整本部の設置	2-4)、2-5)		○		
2-4) 被災地における疫病・感染症の大規模発生	疫病のまん延防止	2-5)		○			
2-5) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	健康管理体制の構築	2-3)、2-4)		○			
		福祉避難所の設置・運営		○			

事前に備えるべき目標	最悪の事態(リスクシナリオ)	施策レベル					
		施策	再掲	施策分野の設定			
				1 行政	2 保健 医療 福祉	3 産業	4 基盤 整備
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下	防災拠点となる公共施設の整備		○			
		業務継続体制の確保		○			
		各種防災訓練の実施	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)	○			
		受援体制の確保	2-1)、2-2)、2-3)、2-4)、2-5)	○			
		災害対策本部設置運営訓練などの実施	1-2)、1-3)	○			
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止などによる災害・防災情報の伝達不能	罹災証明の迅速な発行		○			
		情報伝達手段の整備	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)	○			
		町防炎行政無線の運用	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)	○			
5 ライフライン、交通ネットワークなどの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1) 上水道などの長期にわたる供給停止	災害・防災情報の利用者による対策促進	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)	○			
		水道施設の耐震化推進及び広域連携推進	2-1)、6-2)			○	
	5-2) 汚水処理施設などの長期にわたる機能停止	下水道施設の耐震化(農業集落排水施設含む)	2-4)				○
		下水道BCPの実効性の確保	2-4)				○
		農業集落排水施設の老朽化対策	2-4)			○	○
	5-3) 交通インフラの長期にわたる機能停止	浄化槽の整備	2-4)				○
		道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、6-1)、6-2)、8-1)				○
		道路橋梁の耐震補強	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、6-1)、6-2)、8-1)				○
		緊急輸送道路の整備	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、6-1)、6-2)、8-1)				○
		啓開体制の強化	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、6-1)、6-2)、8-1)				○
5-4) 防災インフラの長期にわたる機能不全	道路の雪寒対策の推進	1-4)、5-4)				○	
	生活道路の整備	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)				○	
	道路施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-3)、6-1)、6-2)、8-1)				○	
		砂防施設などの老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)	1-3)、7-1)			○	
		治山施設の老朽化対策	1-3)、7-1)			○	



事前に備えるべき目標	最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策レベル					
		施策	再掲	施策分野の設定			
				1 行政	2 保健医療・福祉	3 産業	4 基盤整備
6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1) サプライチェーンの寸断などによる経済活動の機能不全	企業BCPの策定促進	6-2)			○	
		商工業者への事業継続支援	6-2)			○	
		事業継続力強化支援計画の策定促進	6-2)			○	
		代替性確保や信頼性を高めるための道路整備	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-3)、5-4)、6-2)、8-1)				○
		広域的な避難路となる高規格幹線道路などへのアクセス強化	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-3)、5-4)、6-2)、8-1)				○
	6-2) 食料などの安定供給の停滞	農業水利施設の老朽化対策	7-1)			○	○
		農道・林道の整備、保全				○	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1) ため池、防災インフラ、天然ダムなどの損壊・機能不全や堆積した土砂などの流出による多数の死傷者の発生	ため池の防災・減災対策	5-1)			○	
		有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大	大気汚染物質、水質汚濁状況などの常時監視など 毒物劇物の流出などの防止				○
	7-3) 農地・森林などの被害による地域の荒廃	地域における農地・農業水利施などの保全	6-2)、7-1)				○
		荒廃農地対策					○
		森林の整備・保全	1-3)				○
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	災害廃棄物処理体制の整備					○
		復旧を支える人材などの不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如などにより復興できなくなる事態	防災担当職員などの育成 建設人材の確保・育成 災害ボランティア活動の強化		○		
	8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・喪失	地域コミュニティの活性化			○		
		被災者など支援制度の周知 貴重な文化財の喪失対策			○		
	8-4) 仮設住宅などの整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備					○

(1) 計画の推進体制

強靱化地域計画の推進に当たっては、全庁的に取り組むとともに、地域強靱化を実効性のあるものとするため、町だけでなく、国、県、民間事業者などと緊密に連携します。

(2) 計画の進捗管理と見直し

強靱化地域計画に基づく地域強靱化施策の実効性を確保するため、「みやこ町総合計画/実施計画」と合わせ、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、その結果を踏まえ、更なる施策推進につなげます。

なお、強靱化地域計画の策定期間は、総合計画との整合性を図る観点から5年としますが、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移などを勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行います。